

当ディスクロージャー分析レポートでは、本年3月末決算企業の有価証券報告書(以下、有報)から適用されている「監査上の主要な検討事項」に関し、2020年から早期適用を行っていた48社について記載状況の比較分析を実施した。

監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters、以下KAM)とは、監査人が当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項である。これは、2018年7月の「監査基準の改訂に関する意見書」により、2021年3月末決算企業に係る財務諸表の監査から強制適用される。中でも、東証一部上場企業には早期適用が期待され、その後も日本公認会計士協会や監査役協会などから、Q&Aなどの実務集が発表された(早期適用は、当研究所の調査によれば、2021年3月末までに有報を提出している企業で56社)。

KAMの導入は、2011年のオリンパスの粉飾決算事案、2015年の東芝の不適切会計問題に代表される事案を契機として、2016年に金融庁に部会が設置され、監査プロセスの透明性を向上すべき旨が提言されたことや、国際監査基準との平仄をあわせたことによる。

KAMに期待される効果としては、監査プロセスの透明性が向上することにより、①監査人の監査報告書の情報価値が高まり、監査の信頼性向上に資すること、②財務諸表利用者の理解が深まり、経営者との対話が促進されること、③監査人と監査役等、経営者との議論の充実により、ガバナンスの強化・リスク

認識の共有化につながること、などが挙げられる。

当レポートでは、昨年のレポート発行時(※)に早期適用を行っていた企業48社について、当年度の記載状況との比較を行った。

(※)2020/9/2 ディスクロージャー分析～KAMの記載状況の分析～

<https://rid.takara-printing.jp/res/analysis/2020/post1020.html>

まず、記載個数は連結単体の監査報告書合わせて延べ150個のKAMが記載されており、1社あたりの記載個数の平均は3.2個であり、昨年度と比較して大きな変化はなかった(昨年は152個)。

昨年度と比較して、KAMの記載がどのように変化したのかのサマリー表が下記の【表1】である。

【表1：KAM記載の前年比較(n;48)】

	社数
個数変更なく、項目変更もなし	17
個数変更なく、項目変更あり	12
個数減少	11
個数増加	8

上記【表1】の通り、個数の増減があった企業は19社であり、個数の変更がなく項目の変更があった企業(ex. 減損と繰延税金資産→のれんと収益認識など)が12社、個数の変更がなく項目の変更もなかった企業が17社であった。個数の変更がなく項目の変更もなかった企業17社のうち、「監査上の主要な決定事項の内容」「監査上の対応」において、記載が大幅に強化されていた企業は6社であった。

続いて、実際にどのような項目が記載されているのかを調査したのが【表2】である。ここから分かるように、販売用不動産や無形資産、デリバティブといった資産価値の評価を挙げている企業がトップに上がり、また同率で子会社株式等の評価が上がった。子会社株式等の評価は、全て単体の監査報告書において挙げられていた項目であった。続いて固定資産等の減損、銀行業等に多く見られた貸倒引当金を中心とした引当金、企業結合時の会計処理の順で続いた。資産評価を挙げている企業の多くはIFRS適用企

業であり、ほとんどが連結の監査報告書において記載がなされていた。全体として、昨年度と比較し、傾向の大きな違いは見られなかった。

以下が調査結果のサマリーである。

重要と判断した根拠については、「◇(勘定科目)は総資産の□%を占め金額的重要性が高い」「複雑である」「見積りに経営者の判断が伴い不確実性が高い」などの表現が多く見られた。

その中でも(株)AOKIホールディングスは、昨年に続いて、潜在的影響額、発生可能性の観点から、監査人と監査役がコミュニケーションを行った過程が示されている。記載項目は昨年度、当年度とも4項目であるが、2項目の変更があった。複数注記にまたがる総括的項目として、新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りを挙げている企業は2社であった。

【表2：KAMの類型化(便宜的に10社以上で挙げられている項目のみ)、単位:社数、複数選択】

	項 目	2021	2020	備 考
1	資産評価(含む公正価値評価)	18(2)	20(2)	IFRS適用企業が多く、ほぼ連結の監査報告書での記載
1	子会社株式等の評価(1の資産評価除く)	18(0)	15(0)	全て単体の監査報告書における記載
3	引当金、偶発債務等	17(6)	20(7)	金融業は債権にかかる貸倒引当金の記述が多い
4	有形・無形資産等の減損	15(3)	19(5)	
5	企業結合、のれん評価(1の資産評価除く)	12(0)	15(0)	全て連結の監査報告書での記載
5	収益認識	12(8)	11(7)	その他に収益計上に係るITシステムの信頼性を挙げている企業も3社あり

(注1)括弧内の企業数は、連結・単体両方の監査報告書に記載がある企業を示す。

(注2)〇〇引当金、△△引当金など2項目以上掲げている企業もあるが、それらも1社としてカウントしている。

KAMの記載は、定型的文言で有用性がなく、ブラックボックスといわれる監査報告書に信頼性を持たせ、情報開示の充実により建設的対話を企図するものである。

新型コロナウイルスへの対応の不確実性が昨年から大幅な改善が見えない状況の中、将来損益の予測、事業ポートフォリオ構成の見直し、見積りにおける仮定の置き方など、本年度も昨年に続き判断に苦慮していたことが想定される。

KAMは2021年が実質一年目であり、今後KAMが対話の有効な材料になっていくのか、それとも同業他社や過年度の記載をそのまま踏襲し、ボイラープレート化していくのかは今後の企業と監査人の意識次第であろう。実際、48社中、議論は尽くしたのかもしれないが、結果として昨年度とほとんど記載の変更がない企業も4分の1程度見受けられた。KAMは短期間で変化しないのが一般的かもしれないが、決定理由や監査上の対応については記載強化の余地があると考えられる。

理想的には、KAMの記載によって関連情報であるMD&A、事業等のリスク、経営方針等や、監査の状況の理解が促進され、会社側はよりリスクを意識した経営ができるようになっていくことが望まれる。

実際に、KAMの記載そのものよりも、KAM決定までのプロセスが有意義であるとの意見もある(出典：「「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート」～日本公認会計士協会)

KAMは会社法における適用は任意であるが、当研究所で現在把握している限りでは2社しか確認できていない。これは、会社側にとっては広範な影響(取締役会開催日、招集通知発送日など)があることや、監査人側にとっては4月下旬～5月中旬の最繁忙期と重なっていて人員の余裕がないなど様々な事情が考えられるが、株主との対話の最大の機会である株主総会に先立って監査情報を早期提供することは、有報の株主総会前開示の論点とも関連するが、アカウンタビリティの観点から非常に有意義であると考えられる。

KAMの記載がボイラープレート化することなく、監査の品質と信頼性を明らかにする手段として有効活用され、その他の記載とも相俟って投資判断を行うための情報として有用なものになるためには、経理・総務といった部門の垣根を超え、統合思考をもって開示を行っていく姿勢が重要であろう。そうした情報開示への積極姿勢が企業としてガバナンスの有効性を示すことにもつながり、持続的な企業価値向上につながっていくのではないだろうか。